

紀の川市観光協会会則

第1章 総 則

(名称、事務所)

第1条 本会は紀の川市観光協会と称し、事務局を紀の川市観光振興課内（紀の川市西大井338番地）に置く。

(目 的)

第2条 本会は紀の川市にある観光名所・施設を県内外に広くPRするため、広域的な観光事業の推進を図り、都市との観光交流、情報交換を積極的に進め、観光客の誘致活動を目指す。また、観光流通産業の活性化につながる、農産物を含めた特産品のブランド化を目指した研究開発にも積極的に取り組み、紀の川市にふさわしい観光協会として活動することを主たる目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光立市を目指すことを目的に、近隣都市との観光交流・情報交換を図る。
- (2) 観光振興を図るため、観光ルートの設定など広域的な観光を推進する。
- (3) 関係団体と調整を図り、地域性を活かした農産物・特産品の研究開発を行う。
- (4) 歴史や伝統、農業など有機的な連携強化と協力体制を確立する。
- (5) 観光客誘致を推進するため、観光キャンペーンなど情報発信の強化と受入態勢の整備を図る。
- (6) その他この会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のものをもって組織する。

- (1) 法人会員 本会の趣旨に賛同し入会する法人
・法人登記を行っているもの（従業員数に関わらず）
- (2) 事業者会員 本会の趣旨に賛同し入会する事業者
・屋号を有する個人商店または事業所
・法人登記をされていない団体、組合
- (3) 個人会員 本会の趣旨に賛同し入会する個人
- (4) 特別会員 会長の推薦により、理事会で同意を得たもの

－9－

(会 費)

第5条 会費は、1口年額1,000円とし、第4条に規定する会員の区分に従い、次の額とする。

- (1) 法人会員 10口以上
- (2) 事業者会員 4口以上
- (3) 個人会員 1口以上

(入会、脱会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得な

ければならない。

2 本会を脱会しようとするときは、その旨を書面で提出しなければならない。但し、次の行為があったときは、除名によってその資格を失う。

- (1) 本会の名誉を棄損する行為があったとき
- (2) 本会の趣旨に違反する行為があったとき
- (3) その他本会の運営に著しく阻害を加えるような言動があったとき

(会費の納入等)

第7条 法人会員及び事業者会員並びに個人会員は、第5条に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の納期は申し込み日より1ヶ月以内とし、既納の会費は、返還しないものとする。
- 3 年度途中の入会は月割しない。

第3章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事は部会長を兼ねることができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が生じたとき、または欠けたときは会長が予め定めた順位に従いその職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長の補佐をするとともに、会の運営並びに事業の遂行にあたる。
- 4 監事は、本会の会計の監査を行う。

(役員報酬)

第12条 役員に対する報酬は、支給しないものとする。

(顧問・相談役)

第13条 本会に顧問並びに相談役をおくことができる。

- 2 顧問並びに相談役は、会員の中から会長が理事会に諮って選任する。
- 3 顧問並びに相談役の任期は第10条に準ずる。
- 4 顧問並びに相談役は、会長の要請により会議に出席し諮問に応ずるものとする。

第4章 会 議

(会議の種別)

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とする。また、部会を置くことができる。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第15条 総会は、本会の最高の意思決定機関であって法人会員及び事業者会員並びに個人会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 部会は、部会員をもって構成する。

(会議の権能)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算の承認(次項第1号に規定するものを除く。)
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) 役員承認
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、次の事項を決議する。
 - (1) 年度途中における新たな事業計画の決定並びにこれに伴う予算の決定及び執行に関する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第17条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 会員の5分の1以上または監事から、会議の目的を記載した書面により請求があったとき

(会議の招集)

第18条 会議は、会長が召集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(会議の議長)

第19条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 部会の会議は、部会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第20条 総会は、法人会員及び事業者会員並びに個人会員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）により成立する。また、総会の議事は、出席した法人会員及び事業者会員並びに個人会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。また、理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 事務局

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。

(職員)

第22条 事務局に次の職員を置くことができる。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務員 若干名

2 事務局長は、会長の命を受けて、総会及び理事会の議決事項の執行、庶務を総括する。

第6章 財務及び会計

(会計事務)

第23条 会計事務は、前条第1項の職員に於いて行うものとする。

(予算及び決算)

第24条 本会の収支予算は総会の決議により定め、収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第26条 本会の運営に要する経費は、補助金・会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

2 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第27条 この会則は、総会において出席した会員の過半数の同意を得なければ変更することができない。

第8章 雑 則

第28条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則 この会則は、平成18年10月7日から施行する。

附 則 （平成21年 5月31日改正）

附 則 （平成26年 5月23日改正）

附 則 （平成30年 5月18日改正）

附 則 （令和 3年 4月23日改正）

附 則 （令和 4年 4月26日改正）

この会則は、令和5年4月1日から施行する。